

本文書は参考のための仮翻訳であり、正文はインドネシア語です。

入国管理監督・取締りに関する情報提供・苦情窓口ホットラインの設置に関する  
法務人権省入国管理監督・取締局長決定 2024 年 No. IMI.5-136.GR.03.06

入国管理監督・取締局長は、

- a. 説明可能な入国管理監督・取締活動の透明性を確保し、入国管理総局における公共サービスの円滑な実施と住民の苦情対応を支援するために、入国管理監督・取締ホットラインを設置する必要があること、
  - b. a を考慮し、住民向けの情報提供及び苦情対応媒体としてのコールセンターサービスを定める必要があること、
- を考慮し、
1. 行政情報の公開に関する法律 2008 年第 14 号（インドネシア共和国官報 2008 年第 61 号、インドネシア共和国官報補遺第 4846 号）
  2. 入国管理に関する法律 2011 年第 6 号（インドネシア共和国官報 2011 年第 52 号、インドネシア共和国官報補遺第 5216 号）
  3. 法務人権省における公共情報管理及びサービス手順に関する法務人権大臣規則 2011 年 No. M.HH-04.IN.04.02
  4. インドネシア共和国法務人権省における苦情対応報告の取扱に関する法務人権大臣規則 2012 年第 25 号の改正に関する法務人権大臣規則 2016 年第 57 号
  5. 入国管理監督手順に関する法務人権大臣規則 2017 年第 4 号
- を鑑み、

以下を決定した：

入国管理監督・取締りに関する情報提供・苦情窓口ホットラインの設定に関する  
法務人権省入国管理監督・取締局長決定

- (1) Whatsapp アプリケーションベースの入国管理監督・取締ホットラインサービスを番号 081399679966 として設置する。
- (2) ホットラインサービスを下記として定める：
  1. 入国管理ルールに違反する疑いのある外国人に対する苦情を申し立てるための住民向けの媒体
  2. 入国管理監督・取締を実施する担当官の確認
- (3) 入国管理監督・取締ホットラインの営業時間を、月曜日から金曜日（平日）の西部インドネシア時間 08:00—16:00 と定める。
- (4) 本決定は、制定の日から施行となる。ただし後日本決定に誤りがあった場合には訂正を行う。

2024 年 3 月 25 日、ジャカルタにて制定  
Saffar Muhammad Godam  
職員基本番号 196506021992031001

写しの送り先：

1. 法務人権大臣
2. 法務人権省事務次官
3. 法務人権省監察総局長
4. 入国管理総局下級代表高官